

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月14日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

### 香川県人事委員会規則第13号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和27年香川県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9条の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p> <p>第10条の3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公益的法人等派遣条例</u>第4条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に</p>	<p>第9条の2 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p> <p>第10条の3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(条例第16条の2第1項の場合及び次に掲げる負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。)は、給料の特別調整額は支給することができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公益法人等派遣条例</u>第4条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規</p>

規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病

(4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病

定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病

(4) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病

（人事記録に関する規則の一部改正）

第2条 人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表 人事異動用語表（第6条関係）		別表 人事異動用語表（第6条関係）	
人事異動の種類	意 味	人事異動の種類	意 味
1～30 略		1～30 略	
31 派遣	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により職員を派遣する場合、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により同項に規定する職員を派遣する場合又は職員の下線公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により同項に規定する職員を派遣する場合をいう。	31 派遣	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により職員を派遣する場合、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により同項に規定する職員を派遣する場合又は職員の下線公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により同項に規定する職員を派遣する場合をいう。
32～61 略		32～61 略	

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 略

(1)～(5) 略

(6) 無給派遣職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第3条第2項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。))及び職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第4条第1号に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(7)・(8) 略

第3条 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア・イ 略

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

(管理又は監督の地位にある職員)

第5条の2 給与条例第14条の5第2項の規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職にある職員(給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員、休職にされている職員のうち給与条例第16条の2第1項の規定に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)とする。

第5条の4 給与条例第14条の5第6項の規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職にある職員(休職にされている

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 給与条例第14条の5第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員(給与条例第14条の6各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 無給派遣職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第3条第2項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。))及び職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第4条第1号に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(7)・(8) 略

第3条 給与条例第14条の5第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1)・(2) 略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となった者

ア・イ 略

ウ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

(管理又は監督の地位にある職員)

第5条の2 給与条例第14条の5第2項の規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職にある職員(給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員、休職にされている職員のうち給与条例第16条の2第1項の規定に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。)とする。

第5条の4 給与条例第14条の5第6項の規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職にある職員(休職にされている

職員のうち給与条例第16条の2第1項の規定に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)とする。

## 2 略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

### 第8条 略

(1)・(2) 略

(3) 外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員

(4) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

### 第12条 略

## 2 略

(1)～(6) 略

(7) 略

ア・イ 略

ウ 公益的法人等派遣職員の派遣先団体 (公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤 (労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第7条第2項及び第3項に規定する通勤 (当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)をいう。)による負傷若しくは疾病

職員のうち給与条例第16条の2第1項の規定に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。)とする。

## 2 略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第14条の8第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、基準日に在職する職員 (同条第5項において準用する給与条例第14条の6各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員

(4) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 負傷又は疾病 (次に掲げる負傷又は疾病 (以下「公務上の負傷等」という。)を除く。)により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年香川県条例第9号) 第3条第1項に規定する週休日及び給与条例第12条に規定する休日等 (以下「週休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア・イ 略

ウ 公益法人等派遣職員の派遣先団体 (公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤 (労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第7条第2項及び第3項に規定する通勤 (当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)をいう。)による負傷若しくは疾病

エ 退職派遣者の特定法人（公益的法人等派遣法第10条第1項に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病  
 (8)～(11) 略

エ 退職派遣者の特定法人（公益法人等派遣法第10条第1項に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病  
 (8)～(11) 略

（職員団体の登録等に関する規則の一部改正）

第4条 職員団体の登録等に関する規則（昭和41年香川県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（法人となる旨の申出）            第5条 <u>法第53条の規定により登録された職員団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項の規定により法人となる旨の申出をする場合には、その代表者を通じて、法人となる旨の申出書（第7号様式）を人事委員会に提出しなければならない。</u>            2 略</p>	<p>（法人となる旨の申出）            第5条 <u>登録を受けた職員団体が、法第54条の規定により法人となる旨の申出をする場合には、その代表者を通じて、法人となる旨の申出書（第7号様式）を人事委員会に提出しなければならない。</u>            2 略</p>

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

香川県人事委員会委員長殿

(職員団体の名称)  
(代表者役名氏名)

印

法人となる旨の申出書

(職員団体の名称)を法人とするため、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項の規定に基づいて申し出ます。

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

香川県人事委員会委員長殿

(職員団体の名称)  
(代表者役名氏名)

印

法人となる旨の申出書

(職員団体の名称)を法人とするため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第54条の規定に基づいて申し出ます。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第5条 特地勤務手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 給与条例第11条の3第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第11条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

<p>(1) <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣（以下「職員派遣」という。）から職務に復帰し、特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>
---

<p>(1) <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣（以下「職員派遣」という。）から職務に復帰し、特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>
--

（住居手当に関する規則の一部改正）

第6条 住居手当に関する規則（昭和49年香川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条の3 給与条例第9条の4第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、<u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰。次条において同じ。）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条の3 給与条例第9条の4第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、<u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰。次条において同じ。）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第7条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（人事交流等により異動した場合の号給）</p> <p>第16条 略</p>	<p>（人事交流等により異動した場合の号給）</p> <p>第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号</p>

(1)～(3) 略

(4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

(5)～(7) 略

（復職時等における号給の調整）

第37条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表第33）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第33 休職期間等換算表（第37条関係）

休職等の期間	換算率
略	3分の3以下
<u>公益的法人等派遣職員</u> の派遣の期間	
略	

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第8条 単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1)～(3) 略

(4) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

(5)～(7) 略

（復職時等における号給の調整）

第37条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）若しくは職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表第33）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第33 休職期間等換算表（第37条関係）

休職等の期間	換算率
略	3分の3以下
<u>公益法人等派遣職員</u> の派遣の期間	
略	



改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> (平成12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> (平成13年香川県条例第47号) 第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと (以下この号及び第7号において「復帰」という。) に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 給与条例第10条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> (平成12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u> (平成13年香川県条例第47号) 第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと (以下この号及び第7号において「復帰」という。) に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)～(8) 略</p>

別記様式（第7条関係）

所属長印

単 身 赴 任 届

殿

単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票の写し等証明書類 通添付）

年 月 日受理

略

〔記入上の注意〕

1～6 略

7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。

8～12 略

別紙 略

別記様式（第7条関係）

所属長印

単 身 赴 任 届

殿

単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票の写し等証明書類 通添付）

年 月 日受理

略

〔記入上の注意〕

1～6 略

7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は職員の公益法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。

8～12 略

別紙 略

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第9条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（年次休暇の日数）</p> <p>第11条 略</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 当該年の前年において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下この号において「退職派遣者」という。）であった者であつて</p>	<p>（年次休暇の日数）</p> <p>第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下この号において「退職派遣者」という。）であった者であつて</p>

て引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における退職派遣者として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 略

引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における退職派遣者として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 略

（職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部改正）

第10条 職員の公益法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>職員の公益的法人等への派遣等に関する規則</u></p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、<u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号。以下「条例」という。）第2条第1項第1号及び第2号、第10条、第11条第2号並びに第16条の規定に基づき、<u>職員の公益的法人等への派遣等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員派遣を受ける法人） 第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>（報告） 第4条 略</p> <p>2 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第16条第2項に規定する退職派遣者となった者の在職する特定法人、当該特定法人において業務に従事すべき期間、当該特定法人における</p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の公益法人等への派遣等に関する規則</u></p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、<u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号。以下「条例」という。）第2条第1項第1号及び第2号、第10条、第11条第2号並びに第16条の規定に基づき、<u>職員の公益法人等への派遣等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員派遣を受ける法人） 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>（報告） 第4条 略</p> <p>2 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第16条第2項に規定する退職派遣者となった者の在職する特定法人、当該特定法人において業務に従事すべき期間、当該特定法人における</p>

処遇の状況等及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により当該年度内に職員として採用した者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

別表第1（第2条関係）

- 1 財団法人香川県環境保全公社（昭和55年3月25日に財団法人香川県環境保全公社という名称で設立された法人をいう。）
- 2 財団法人香川県下水道公社（昭和53年8月12日に財団法人香川県下水道基金という名称で設立された法人をいう。）
- 3 財団法人香川県建設技術センター（平成8年4月1日に財団法人香川県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）
- 4 財団法人香川県交通安全協会（昭和51年4月1日に財団法人香川県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。）
- 5 財団法人かがわ健康福祉機構（平成元年6月7日に財団法人香川県長寿社会センターという名称で設立された法人をいう。）
- 6 財団法人香川県国際交流協会（平成元年10月31日に財団法人香川県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）
- 7 財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団（昭和38年7月20日に財団法人香川県福祉事業団という名称で設立された法人をいう。）
- 8 財団法人香川県食鳥衛生検査センター（平成4年1月31日に財団法人香川県食鳥衛生検査センターという名称で設立された法人をいう。）
- 9 財団法人香川県総合健診協会（平成5年3月22日に財団法人香川県総合健診協会という名称で設立された法人をいう。）
- 10 財団法人かがわ産業支援財団（昭和59年10月1日に財団法人香川県産業技術振興財団という名称で設立された法人をいう。）
- 11 財団法人公園緑地管理財団（昭和49年5月1日に財団法人公園緑地管理財団という名称で設立された法人をいう。）
- 12 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会（昭和63年9月1日に財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会という名称で設立された法人をいう。）
- 13 財団法人ダム技術センター（昭和57年9月24日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。）
- 14 社団法人香川県観光協会（昭和45年9月21日に社団法人香川県観光協会という名称で設立された法人をいう。）

処遇の状況等及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により当該年度内に職員として採用した者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

別表第1（第2条関係）

- 1 財団法人香川県環境保全公社
- 2 財団法人香川県下水道公社
- 3 財団法人香川県建設技術センター
- 4 財団法人香川県交通安全協会
- 5 財団法人香川県国際交流協会
- 6 財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団
- 7 財団法人香川県食鳥衛生検査センター
- 8 財団法人香川県総合健診協会
- 9 財団法人かがわ健康福祉機構
- 10 財団法人かがわ産業支援財団
- 11 財団法人公園緑地管理財団
- 12 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会
- 13 財団法人ダム技術センター
- 14 社団法人香川県観光協会

(平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第11条 平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則(平成18年香川県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 略 ア～オ 略 カ <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>(平成13年香川県条例第47号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>(9)・(10) 略 (11) 略</p> <p>ア～ウ 略 エ <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者 オ～キ 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～オ 略 カ <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u>(平成13年香川県条例第47号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>(9)・(10) 略 (11) 人事交流等職員 次に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。 ア～ウ 略 エ <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者 オ～キ 略</p>

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。